

無人ヘリコプターによる空中散布等に関する通知の一部改正案の概要

1 背景

- (1) 産業用無人ヘリコプター（以下「無人ヘリコプター」という。）による空中散布は、地上防除に比べて病害虫防除コストの低減及び労働力の軽減を図ることが可能であり、また、地域全体で発生する病害虫の効率的防除に優れた効果を発揮することから、その利用が年々増加している。
- (2) 無人ヘリコプターによる空中散布の実施体制や実施に際しての留意事項等については、主要な事項を「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。）に、補足的な事項を「農林水産航空事業ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）にそれぞれ示し、無人ヘリコプターによる空中散布の適正な実施を推進してきたところである。
- (3) しかしながら、近年、実施地域の周辺住民から航空機による空中散布と同等の安全対策を求める動き等があったことから、平成18年1月18日から同年2月17日までの間、無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策についてパブリック・コメントを実施し、広く意見等を募集したところ、多数の意見が寄せられた。
- (4) パブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえ、無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策を強化することを目的として、「指導指針」及び「ガイドライン」の一部改正を行うこととする。

2 改正案の概要

(1) 指導指針の改正

無人ヘリコプター利用に関する安全対策の充実のため、以下の事項を規定

各都道府県段階で設ける無人ヘリコプター協議会、市町村や実施区域単位で設ける地区別協議会の役割、構成員等を明確化

空中散布等を実施する際の事前周知や危被害防止対策等の留意事項の追加

空中散布を実施する者が個々の農林業者である場合の安全対策について、組織である場合と区別せず、一律に規定

(2) ガイドラインの改正

無人ヘリに関する安全対策については全て「指導指針」により規定することとし、「ガイドライン」における無人ヘリに関する規定を削除